

脱炭素化に資する航行方式審査基準等見直しに係る調査

仕 様 書

令和4年9月制定

航空局安全部安全政策課

## 1. 概要

### 1. 1 件名

脱炭素化に資する航行方式審査基準等見直しに係る調査

### 1. 2 目的

2050年カーボンニュートラル及びICAOの「グローバル削減目標」達成に向け、航空の脱炭素化を進めるため、運航方式の改善による運航効率向上の努力を積み重ねていく必要があります。航空局においては、「航空機運航分野におけるCO<sub>2</sub>削減に関する検討会」を令和3年2月より立ち上げ、必要な取り組みを進めることとしているところである。

当該検討会においては、「管制の高度化」として、「更なる飛行経路短縮に関するRNP-AR等の適用空港の拡充」が検討項目として掲げられているが、当該項目の取り組みを加速するためには、適用空港の拡充と連携して、曲線経路を含む進入方式であるRNP-AR航行を国内運航会社が導入する際の審査基準（通達）等について更なる見直しを進めることが必要とされ、令和3年12月に開催された第4回検討会においては、各検討課題に対する工程表が示され、短期的及び中長期的な取り組みを進めることとされているところである。

これを踏まえ、航空局安全政策課においては、令和3年度に係る事業者アンケート調査を実施し、「RNAV航行の許可基準及び審査要領」（平成19年6月7日制定、国空航第195号・国航機第249号）（以下、「RNAV基準」という。）に係る課題等を整理したところである。当該調査においては、訓練の負担感が明確となり、RNAV基準の見直しのみならず、事業者が行う訓練全般に係る適正化・合理化の検討の必要性について明らかになったところである。

本調査は、RNAV基準に係る諸外国での審査基準の策定状況を精査することにより、RNP-AR航行の導入促進に資するものである。

### 1. 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月23日まで

（契約締結日の翌日が休日の場合は翌平日とする。）

### 1. 4 関連法令及び関連図書等

本調査の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に示す法令等を参照するとともに、その他関連図書等も適宜考慮のうえ参照するものとする。

- （1）航空法及び同法施行規則
- （2）国際民間航空機関（ICAO）の関連標準、勧告、指針等
- （3）運航規程審査要領、その他我が国の運航承認基準等
- （4）米国航空局（FAA）、欧州航空安全庁（EASA）、その他諸外国の航空規則、運航

承認基準等

- (5) 関連する民間規格
- (6) その他関係法令及び基準

## 2. 調査事項

○諸外国におけるRNAV基準の策定状況

ICAO、FAA、EASAにおける以下の関係文書を比較し、RNAVに関する基準の策定状況を整理するとともに、我が国におけるRNAV基準との差分を明確化すること。

(関係文書)

ICAO : 「Performance-Based Navigation Manual」 (Doc 9613) 等

FAA : 「Approval Guidance for RNP Procedures with AR」 (AC 90-101A)、「Approval Guidance for RNP Operations and Barometric Vertical Navigation in the U.S. National Airspace System and in Oceanic and Remote Continental Airspace」 (AC 90-105A) 等

EASA : 「AMC1 SPA.PBN.105(b) PBN operational approval」 等

## 3. 成果物

上記2. 調査事項についてとりまとめた調査報告書を成果物として以下のとおり提出すること。

調査報告書 (A4 版製本)	3 部
調査報告書の概要 (数枚程度)	1 部
上記の電子媒体 (CD-R)	1 式

## 4. 一般適用事項

### 4. 1 調査管理

受注者は、調査の管理にあたり仕様書等を尊重し、常に善良なる業務管理を行い、内容に不明確な点がある場合又は改善の必要が認められる場合には、当局調査職員と協議を行うこと。

### 4. 2 管理技術者

受注者は、当該調査業務の技術上の管理を行う技術者(管理技術者)1名を定めて、14日以内に報告し、当局の承諾を受けなければならない。

なお、管理技術者は、以下のいずれかに該当すること。

- ・航空安全の分野（運航要件又は乗員の教育訓練のいずれか。以下同じ。）における諸外国の法令に係る調査又は研究の実績を有すること
- ・航空安全の分野に関して他国又は国際機関に対してヒアリングを実施した実績を有すること。

#### 4. 3 業務計画

受注者は、契約締結後 14 日以内に、業務実施計画（工程表）を発注者に提出しなければならない。

#### 4. 4 連絡・打ち合わせ

受注者は、調査を円滑に遂行し、手戻りのないようにするため、各調査を開始する段階で当局調査職員と打ち合わせを行わなければならない。

#### 4. 5 資料の貸与及び返納

受注者は、貸与された図面及び資料等に損傷を与えないように留意し、業務の完了後速やかに当局調査職員に返納しなければならない。

なお、これを当局調査職員の許可なしに第三者に貸与してはならない。

#### 4. 6 秘密の保持

本調査に関する貸与資料及び設計内容は、調査中及び調査完了後も第三者に漏らしてはならない。

#### 4. 7 疑義

本仕様書に関して疑義を生じた時は、当局調査職員と協議の上対処する。また、本仕様書に特に明記されていない事項であっても、調査に付随して当然必要となる事項については実施するものとする。

#### 4. 8 申請及び届出

本調査において必要な各機関への申請及び届出については、受注者の責任をもって処理すること。

#### 4. 9 検査

完了検査は、受注者が成果品及び関係資料を準備し、管理技術者の立ち会いの下で行う。

#### 4. 10 成果物の権利の帰属

成果物の著作権はすべて当局に帰属する。著作者人格権については、これを行使してはならない。